

四條畷市空き家等利活用等普及啓発・相談事業プロポーザル審査基準

1 審査方法

本審査基準をもとに審査を行う。なお、プロポーザル公募者が1者の場合も審査を行うものとする。

2 審査（計200点）

応募要件を満たす者から提出された書類をもとに書類審査を行い、合計得点の高い1者を選定する。

審査（200点）

（1）審査評価の項目・評価内容（200点）

項目	評価項目	評価内容	配点
実績	自治体との空き家に関する事業	事業実績・・・10点/件 ・平成27年4月1日から告示日前日までの間に、自治体と行った空き家に関する事業の完了または引渡しを行った業務実績数 ・ただし、2件を上限とする。	20
市の考え方への理解度	四條畷市空家等対策推進計画及び四條畷市住生活基本計画（住宅マスタープラン）【改訂】に対する考え方	四條畷市空家等対策推進計画の主旨、基本的な考え方を理解し、その内容を反映した提案であるか。 また、四條畷市住生活基本計画（住宅マスタープラン）【改訂】の空き家に関する内容を反映した提案であるか。	20

普及啓発事業	普及啓発の取組み	空き家の発生抑制・有効活用・適正管理を促す普及啓発の取組みは実現可能であり、効果が高い提案となっているか。	30
	相談窓口の利用促進	啓発の取組みを通じ、相談事業で設置する相談窓口の利活用促進につなげ、空き家問題の解決を促すような取組みとなっているか。	30
相談事業	相談窓口の設置	無料の相談窓口を設置するとともに、十分な相談体制を構築することができるか。	30
	相談員の実績	相談員の保有資格や経験は十分にあるか。	20
	相談員の研修体制	相談員が相談者に適切な対応を行えるよう、研修を行うことができるか。	20
	専門家等との連携・協力	法務、不動産等各種専門分野の専門家と連携し、ワンストップで具体的な提案を行える体制が整っているか。	30

3 業者決定

審査の合計得点が最も高い業者を事業の相手方とする。なお、合計得点が同じとなった場合は、委員会の審議にて決定する。